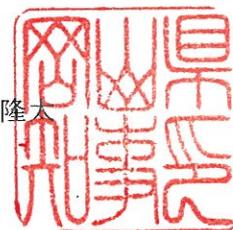


令和8年度次世代航空機関連産業誘致推進事業に関する  
業務委託参加意思確認及び提案を求める公告

令和8年度発注予定の「次世代航空機関連産業誘致推進事業」については、航空機産業分野に関する技術・市場の動向等に関する情報収集・提供機能や県内ものづくり企業との連絡・調整機能等が不可欠であるため、公益財団法人岡山県産業振興財団を相手方とする随意契約手続を行う予定であるが、他の者で下記2の資格を有し、本業務を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を募集する。

令和8年3月12日

岡山県知事 伊原木 隆太



1 技術提案に付する事項

(1) 業務名

令和8年度次世代航空機関連産業誘致推進事業

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 業務委託に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類9その他、小分類10その他」であり、格付区分がAであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(9) 航空機産業分野に関する技術・市場の動向等を十分把握した上で、県内中小企業に対して適切な情報提供・調整等を行う機能を有すること。

(10) 下記に示す同種業務について、過去3年以内に実績を有すること。

同種業務1) 航空機産業分野における技術・市場の動向、県内企業の保有技術等に係る情報の収集・提供に関する業務

同種業務2) 国内外の航空機機体メーカー、ジェットエンジンメーカー及び装備新メーカー等と県内企業とのマッチングや交流・商談サポートに関する業務

### 3 契約条項を示す場所

岡山県産業労働部企業誘致・投資促進課 誘致推進班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県庁舎8階

TEL: 086-226-7374 FAX: 086-226-7800

### 4 業務委託参加手続等

(1) 業務委託説明書、仕様書の配布期間及び場所

ア 配布期間 令和8年3月12日(木)から令和8年3月19日(木)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 上記3の場所に同じ

なお、岡山県産業労働部企業誘致・投資促進課ホームページからダウンロードできる。

(2) 業務委託参加資格確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和8年3月12日(木)から令和8年3月19日(木)までの午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(3) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出した者について、岡山県産業労働部内に設置する審査会において審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

### 5 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出方法

ア 受付期間 令和8年3月23日(月)から令和8年3月27日(金)までの午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(2) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準に

より審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

6 その他

(1) 契約締結時期は、令和8年4月1日とする。

(2) 本業務は、県の令和8年度当初予算において予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しない。また、本事業の財源の一部に国庫支出金を充てる予定であるため、令和8年4月1日までに当該国庫支出金の予算措置がなかった場合は、契約の内容や契約期間を変更する場合がある。

(3) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

(4) 業務委託契約書の作成を要する。

(5) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。

なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。

(6) 業務の詳細は業務委託実施説明書及び令和8年度次世代航空機関連産業誘致推進事業委託業務仕様書による。

(7) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(8) 提出された書類は返却しない。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口は、3に同じ。